

本号で公布された条例のあらまし

◇非常勤の職員の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例（平成23年香川県条例第25号）

- 1 行政委員会の委員等の報酬について、地方自治法の規定の趣旨や勤務実態、職務内容等を踏まえるととも、他県との均衡等を考慮し、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成23年8月1日から施行することとした。

◇香川県離島振興対策実施地域における県税の特別措置条例等の一部を改正する条例（平成23年香川県条例第26号）

- 1 離島振興法第20条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成5年自治省令第1号）、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）及び過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成12年自治省令第20号）の一部改正に伴い、県税の特別措置条例について所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。ただし、一部の規定は、規則で定める日から施行することとした。

◇特別会計の設置に関する条例の一部を改正する条例（平成23年香川県条例第27号）

- 1 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）が制定され、林業・木材産業改善資金助成法（昭和51年法律第42号）に規定する林業・木材産業改善資金及び沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年法律第25号）に規定する経営等改善資金の貸付対象者として促進事業者等が追加されたことに伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇香川県都市公園条例の一部を改正する条例（平成23年香川県条例第28号）

- 1 香東川公園の管理について指定管理者制度を導入することに伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇香川県高等学校等修学支援基金条例の一部を改正する条例（平成23年香川県条例第29号）

- 1 東日本大震災による被災者支援施策として国から交付される被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金を受け入れることに伴い、香川県高等学校等修学支援基金の対象事業に、被災した幼児、児童又は生徒の就学等を支援する事業を追加するため、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇香川県税条例の一部を改正する条例（平成23年香川県条例第30号）

- 1 地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正により、不動産取得税に係る軽減措置の延長等が行われたことに伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。